

令和 8 年度版

河川水辺の国勢調査

基本調査マニュアル

[共通版]

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

令和 7 年 9 月

「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[共通版]」では、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」及び「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[ダム湖版]」に共通する、河川水辺の国勢調査実施に際して留意すべき事項を掲載する。

また、基本調査マニュアルに基づいて、水系一貫の視点や調査項目間の関連性を配慮した視点から、より適切で効率的な調査を実施するための全体調査計画を水系ごとに策定するための「全体調査計画策定の手引き」を掲載する。

目 次

1. 全体調査計画の策定.....	1
2. 現地調査にあたっての法令等の留意点	2
3. 調査精度の確保.....	6
4. 標本の作製及び保管.....	9
5. 安全管理	10
6. 堤・遊水地・調節池における留意事項	12

全体調査計画策定の手引き

河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[共通版]の作成

年 月	内 容
令和 7 年 9 月	<ul style="list-style-type: none">・「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」の I 概要編及び「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[ダム湖版]」の I 概要編のうち内容が共通する章を集約・「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」の IX 参考資料編 全体調査計画策定の手引き及び「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[ダム湖版]」の参考資料 4. 全体調査計画策定の手引きから「全体調査計画策定の手引き」を移行・「平成 28 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[ダム湖版]」の参考資料 3. 堰・遊水池・調節池における留意事項の章を移行・「令和 8 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[河川版]」及び「令和 8 年度版河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル[ダム湖版]」の改定内容の反映

1. 全体調査計画の策定

平成 18 年度からの 4 巡目調査以降、基本調査の全調査項目(魚類調査、底生動物調査、植物調査、鳥類調査、両生類・爬虫類・哺乳類調査、陸上昆虫類等調査及び河川環境基図作成調査)を対象に、より適切で効率的な調査を実施するために、水系一貫の視点や調査項目間の関連性を配慮した視点等から、基本的に水系単位で同一年に調査を実施する項目を統一するなど、水系ごとに全体的な調査計画である「全体調査計画」を策定することとしている。

令和 8 年度の改定より、魚類環境 DNA 調査を基本調査に新たに追加し、従来の魚類調査を魚類採捕調査と位置付けることとする。

各調査項目の現地調査計画は、策定された全体調査計画に基づいて、調査担当事務所等ごとに策定する。

なお、策定した全体調査計画は、河川環境に著しい変化が生じた場合等、必要に応じて、おおむね 5 年に一度見直しの検討を行うものとする。

全体調査計画は、「全体調査計画策定の手引き」に基づいて策定するものとする。

2. 現地調査にあたっての法令等の留意点

2.1 現地調査に際し留意すべき法令等

現地調査に際しては、以下に示す法令等に十分留意する。

なお、法令等によっては、事前に申請が必要となる場合がある。申請後、許可を得るまでに日数がかかる場合があるため、調査時期を考慮して早めに準備を行う。また、各調査者は現地調査に際し、捕獲・採集に係る許可証(必要に応じて許可証の写し)を必ず携行する。

表 2-1 現地調査に際し留意すべき法令等

法令等	関連機関※1
文化財保護法	文化庁
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境省
自然公園法	環境省
鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	環境省
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	環境省等
漁業法及び水産資源保護法(内水面漁業調整規則、海区漁業調整規則)	農林水産省
港則法	海上保安庁
森林法	林野庁
航空法	国土交通省
その他の都道府県・市町村の条例等	都道府県・市町村

※1: 都道府県の関係部局が担当している場合がある。

- (ア) 天然記念物を捕獲する場合又は捕獲する可能性がある場合は、天然記念物の現状変更に該当するため、「文化財保護法」に基づき、文化庁・都道府県等に申請を行い許可を得る必要がある。
- (イ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種を捕獲・採集する場合又は捕獲・採集の可能性のある場合は、あらかじめ環境大臣と協議を行う必要がある。
- (ウ) 「自然公園法」の特別地域、特別保護地区での指定植物を採集する場合には、国立公園にあっては環境大臣、国定公園・県立公園にあっては都道府県知事の許可

を得る必要がある。また、指定期間中、立入りが規制される区域があるため留意する。

- (エ) 哺乳類については、「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く全ての哺乳類の捕獲に際して許可が必要になる。事前に環境省地方環境事務所、都道府県に確認しておき、捕獲の許可を得る等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において、海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された「特定外来生物」については、その飼養、運搬等が規制されているため、留意して取り扱う。
- (カ) 魚類採捕調査については、「漁業法及び水産資源保護法(内水面漁業調整規則、海区漁業調整規則)」により、調査時期、捕獲方法等によっては捕獲許可等が必要な場合がある。事前に都道府県、漁業協同組合に確認しておき、特別採捕の許可を得る等の必要な措置を講ずる。また、市町村単位の条例等によって、調査場所、漁具・漁法が制限されている場合があるため、事前に確認しておく。
- (キ) 特定港内又は特定港の境界付近で魚類環境 DNA 調査における橋梁からの採水を含め作業を行う場合は、「港則法」に基づき、作業許可等が必要な場合がある。事前に海上保安部等に確認しておき、作業許可を得る等の必要な措置を講ずる。
- (ク) 自治体の条例等によっては、捕獲された外来種の再放逐が禁止されていることがあるため、事前に確認しておく。
- (ケ) 魚類環境 DNA 調査における橋梁からの採水については、橋の管理者への作業届が必要な場合もあるため、橋の管理者に問い合わせたうえで、採水作業を実施する。
- (コ) 無人航空機(UAV)で空中写真等を撮影する場合は、事前に以下のホームページを確認し、必要な手続きを行う。
国土交通省「無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール」
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

2.2 重要種

本調査においては、以下に該当するものを「重要種」とし、調査全体を通して留意して取り扱うものとする([河川版]平成 9 年度版マニュアル及び[ダム湖版]平成 6 年度版マニュアルにおける「特定種」に該当する)。

なお、以下の法令、文献等に記載された種等について、変更や追加があった場合は最新

のものに従うものとする。ただし、とりまとめの終了間際に最新版が発行される等とりまとめて作業に間に合わない場合には、河川水辺の国勢調査アドバイザー等学識経験者等の助言を踏まえ、「〇年〇月〇日時点の情報で整理した」等と明記して、とりまとめるものとする。

(1) 全調査項目共通

- (ア) 「文化財保護法」及びこれに基づく「地方公共団体における条例」で指定された天然記念物(天然記念物には家畜も対象に含まれている場合があるが、野生種のみを対象とする)
- (イ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種
- (ウ) 「自然公園法」による指定動植物(調査区域の一部又は全域が国立公園又は国定公園を含む場合)
- (エ) 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物レッドデータブック」掲載種及び「レッドリスト」掲載種
- (オ) 「都道府県・市町村作成のレッドデータブック」及びこれに準ずる文献等の掲載種

(2) 植物調査・河川環境基図作成調査のみ該当

- (ア) 環境庁編(1980)第2回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)特定植物群落調査報告書「日本の重要な植物群落」における特定植物群落
- (イ) 環境庁編(1988)第3回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)特定植物群落調査報告書(追加調査・追跡調査)「日本の重要な植物群落Ⅱ」における特定植物群落
- (ウ) 「緑の国勢調査(昭和51年3月)」における「すぐれた自然の調査」の貴重な群落

2.3 外来種

本調査においては、おおよそ明治以降に人為的影響により侵入したと考えられる海外起源の動植物（国外外来種）を「外来種」とし、調査全体を通して留意して取り扱うものとする（該当種及びその選定については「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」参照）。特に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において指定されている「特定外来生物」、また、環境省及び農林水産省が策定した、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（以下、生態系被害防止外来種リストとする）」掲載種については、十分留意して取り扱うものとする（記録内容等の詳細については各調査項目参照）。

また、それ以外の国外外来種・国内外来種についても、結果とりまとめの際に整理しておく。

2.4 特筆すべき種

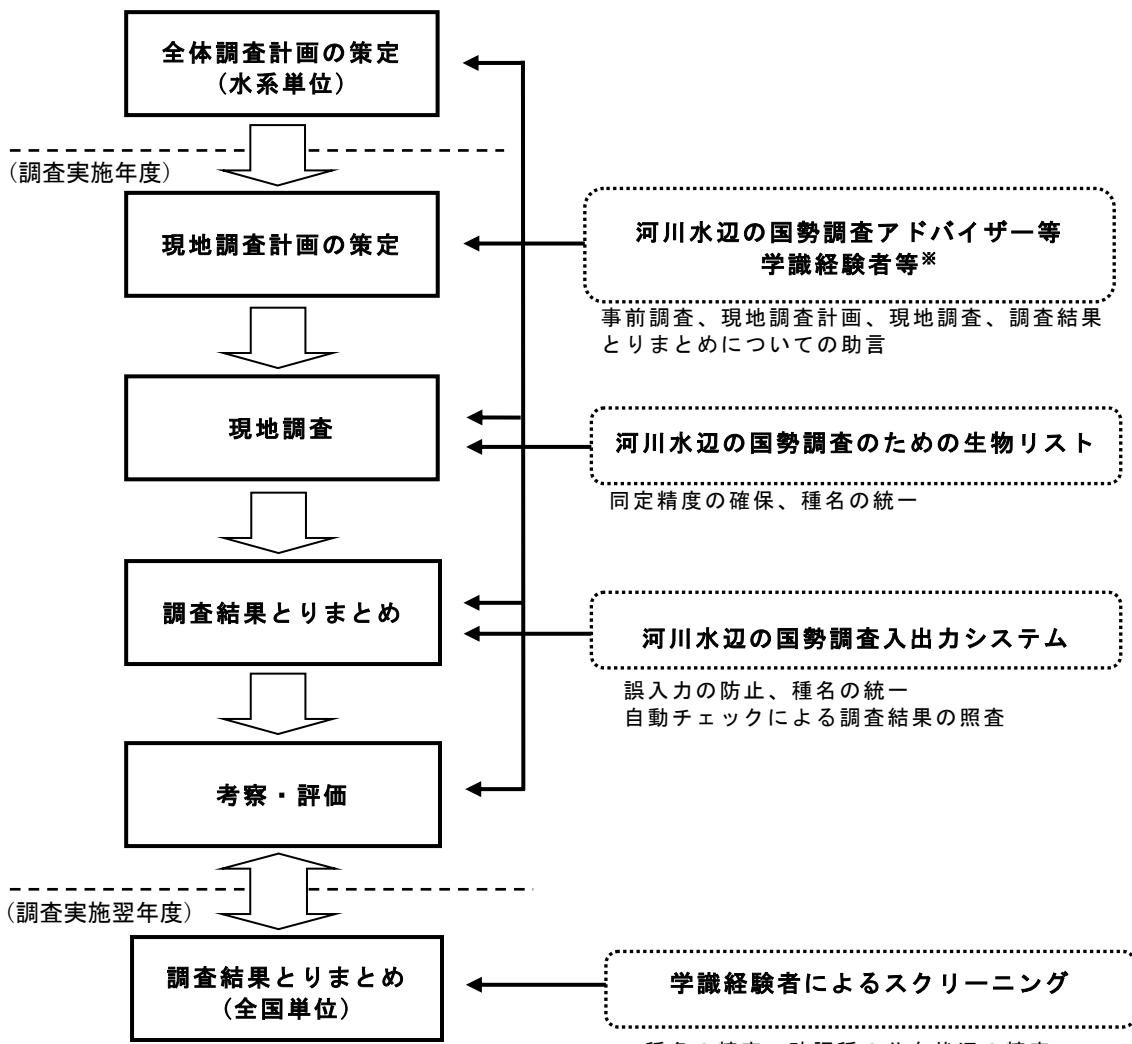
本調査においては、当該地域が分布の南限や北限である種、地域個体群等分布域について特徴的な種、当該水系で初めて確認された種等を適宜「特筆すべき種」とし、調査全体を通して留意して取り扱うものとする。

3. 調査精度の確保

河川水辺の国勢調査の実施にあたっては、「図 3-1 河川水辺の国勢調査における調査精度の確保」に示すとおり、現地調査計画の策定、現地調査(種の同定等を含む)、調査結果とりまとめ、考察・評価等の各段階において適切な調査精度が確保されるよう、それぞれに携わる関係者は適確に調査を実施しなければならない。

なお、調査精度の確保にあたっては、河川水辺の国勢調査アドバイザー等学識経験者等の助言を得るとともに、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」、「河川水辺の国勢調査入出力システム」等を活用する。

(調査実施年度以前)



*魚類環境 DNA 調査及び動植物プランクトン調査については、河川水辺の国勢調査アドバイザー等学識経験者等へのヒアリングは実施しない。

図 3-1 河川水辺の国勢調査における調査精度の確保

3.1 河川水辺の国勢調査アドバイザー等学識経験者等の助言

基本調査の実施にあたっては、河川生態等に精通した河川水辺の国勢調査アドバイザー等学識経験者等の助言を得て、適切な調査が行われるように留意する。基本的には、以下に示す段階ごとに助言を受けるようとする。

- (ア) 事前調査：文献の確認、聞き取り対象者の紹介等
- (イ) 現地調査計画の策定：調査地区の設定、調査時期の設定、調査方法の選定等
- (ウ) 調査結果のとりまとめ及び考察・評価：調査結果の精査・評価、今後に向けた課題等

なお、現地調査時においても、必要に応じて河川水辺の国勢調査アドバイザー等学識経験者等の同行を仰ぎ、調査方法、種の同定等について助言を得る。

また、魚類環境DNA調査及び動植物プランクトン調査については、河川水辺の国勢調査アドバイザー等学識経験者等へのヒアリングは実施しない。

3.2 河川水辺の国勢調査のための生物リスト、準拠文献、調査同定上の留意点の参照

種の同定にあたっては、学術的かつ統一的視点から作成された「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」、「準拠文献」、「調査同定上の留意点」に掲載されている参考文献や留意事項を参考にする。

また、種名及び並び順についても、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に従う。

なお、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)ホームページで公開されており、毎年の調査結果を踏まえた更新を行っているため、活用に際しては最新版を確認する。

3.3 河川水辺の国勢調査入出力システムの活用

基本調査で得られた結果は、「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて、データの入力を行う。なお、位置情報については、別途策定されている河川環境情報地図ガイドライン(案)に従い、GIS データとして入力する。

本システムを用いることにより、搭載された生物リストによる誤入力の防止、重要種の抽出、調査結果の照査が実施されることになる。

【「河川水辺の国勢調査入出力システム」について】

「河川水辺の国勢調査入出力システム」の使用方法については、操作マニュアルを参考にすること。なお、最新版の入出力システム及び操作マニュアルは、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース(河川水辺の国勢調査)ホームページより入手可能である。

3.4 スクリーニングの実施

各河川での河川水辺の国勢調査結果のとりまとめ終了後、全国での調査結果をとりまとめ、公表するにあたって、調査結果の精度を確保するために、調査項目ごとの専門的知識を有する学識経験者によって、以下のような視点からスクリーニングが実施される。

- (ア) 最新の知見に基づく種名等の精査
- (イ) 確認種の分布状況の妥当性の精査

なお、最終的な調査結果の確定(確認種目録の確定)は、調査実施年度の翌年度に実施されるスクリーニングを経てからとなる。スクリーニングの結果によっては、調査結果の確認、修正の指摘を受ける場合があるため留意する。

また、スクリーニングの結果によって、調査結果の確認、修正、問い合わせ等の指摘を受けた場合には速やかに対応・措置することとする。

4. 標本の作製及び保管

現地調査に伴い、調査結果の根拠及び調査精度の確保のための資料として標本を作製する(魚類環境 DNA 調査、鳥類調査を除く)。なお、魚類環境 DNA 調査については、分析終了後の試料の取り扱いを別途定める。

なお、河川水辺の国勢調査における基本調査で定める標本の扱いについては以下のとおりである。

4.1 標本の扱い

作製された標本については、調査結果の根拠として確認種目録が確定するまでの間、保管しておく。

4.2 管理主体

調査会社等が業務契約に基づいて管理を行うものとし、業務契約完了後は、各事務所等が管理を行う。

4.3 保管期間

標本の保管期間は、スクリーニングによる確認種リストの確定まで(調査実施年度の翌年度末まで)とする。

4.4 標本の有効活用

保管期間満了後は、博物館等の研究機関等の標本の受け入れ先を幅広く探し、有効活用を図る。

また、博物館等の研究機関等の受け入れ先のない場合等には、募集する等して、できるだけ受け入れ先を探すものとする。

5. 安全管理

現地調査に際しては、以下のとおり安全の確保に十分配慮し、事故防止に努める。

5.1 現地調査の実施前の安全確認事項

調査前の主な安全確認事項を以下に示す。

- (ア) 現地調査計画は日程に余裕を持って作成し、現地調査の実施前に調査員間で工
程、危険要素等について打合せを行う。この結果、必要に応じて安全対策や工
程の組替えを行う。
- (イ) 作成している緊急時の連絡体制(組織内、警察署、消防署、病院、労働基準監督
署等)を確認しておくとともに、携帯電話が通じない場合もあるので確実な連絡
の実施計画を立てる。
- (ウ) 調査に適した服装、安全管理に必要な携行品を確認し、準備する(例: 安全靴、
ゴム長靴、軍手、雨具、防寒具、非常食、ヘルメット、救命(安全)胴着、救急セ
ット、連絡体制表、熊鈴、通信機器(携帯電話・トランシーバー))。
- (エ) 野外に生息する危険な生物(ハチ、マムシ、クマ等)の被害を受けたときの対処(応
急手当等)をあらかじめ確認しておく、薬品・必要な器具等を装備に含める。

5.2 現地調査時の注意点

調査時の主な注意点を以下に示す。

- (ア) 現地調査実施時は、単独での行動は行わず、原則として2名以上で行動する。
- (イ) 天気予報等により天候、気象状況等を事前に確認し、危険が予想されるような
場合には、適宜行程の見直しを行う。
- (ウ) ガレ場や崖地形、水域等、現地の地形に応じた危険への予知や想定を行い、十
分な装備を持つとともに無理な行動は行わない。
- (エ) 降雨による急激な増水、急流や水域の深み、吹雪、有毒生物との遭遇等の地学
的、生物的な危険が想定されることに十分留意しておく。
- (オ) 現地調査に入る前に調査に適した服装、安全管理に必要な携行品を再確認する。

- (カ) 水際の調査では、水中への落下等の重大な事故に遭遇する可能性があるため、救命胴衣、安全ロープ等の準備を十分に行う。
- (キ) 胴長靴を使用する場合は、救命胴衣の着用、安全ロープ着用等を行い、事故防止に十分留意する。
- (ク) 危険な生物(ハチ、マムシ、クマ等)に遭遇する危険を出来るだけ回避するよう心掛ける(ハチの巣に近づかない等)。
- (ケ) 車輌、調査機器の運用前点検、及び交通法規を遵守した安全運転、悪路走行時や堤防上を走行する自動車交通等に対する安全確認に努める。
- (コ) ボート作業においては、救命胴衣を必ず着用する。動力船を使用する場合は、資格を有する者が操船し、事故防止に十分留意する。
- (サ) スクーバ潜水等潜水器を用いる潜水作業には、「労働安全基準法」による「潜水士」免許が必要である。シュノーケリング等吸気を受けない潜水は、労働安全基準法における「潜水作業」にはあたらないが、安全管理上「潜水士」免許を持つ者が調査に従事することが望ましい。

6.堰・遊水地・調節池における留意事項

堰・遊水地・調節池において調査を実施する場合は、その対象が位置する管理区間に応じて調査を実施することとする。例えば、堰は河川区間に位置するため、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル〔河川版〕の調査範囲に含まれる。ダム貯水池として管理運用されている場合（例：巨勢川調整池、渡良瀬遊水地、荒川調節池 等）は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル〔ダム湖版〕に基づいて調査することとする。

調査地区の設定については、以下を参考にし、調査箇所、調査方法、調査時期については、基本調査マニュアルに基づき設定する。

調査区域については、基本的に管理区域内を対象とする。

また、現地調査における調査地区は、堰・遊水地・調節池の特有な環境における生物相の把握を目的とするため、貯水池環境エリア区分における代表的な場所に設定する。調査地区は、過去の河川水辺の国勢調査との継続性、他調査項目の調査地区との整合、調査時の安全性などを考慮しつつ、次項の表に示す事項に十分注意してバランスよく配置する。

なお、既に河川水辺総括資料作成調査において、「環境情報図・特性図」が作成されている場合は、それらを利用してもよい。

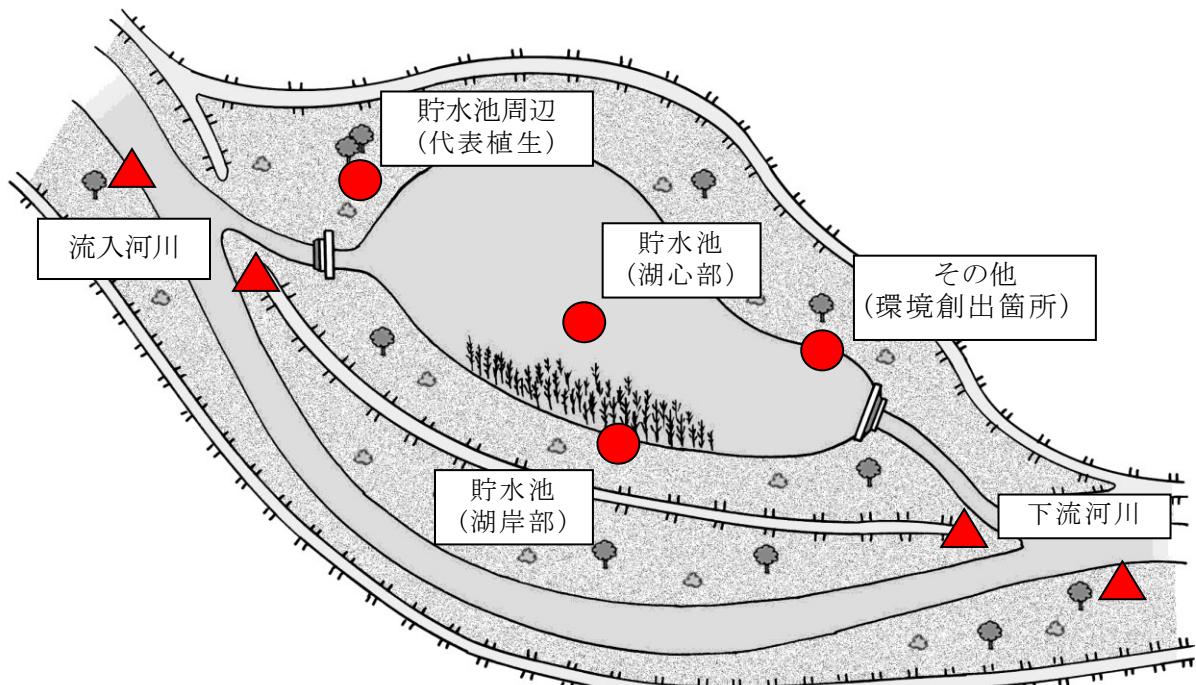


図 6-1 調節池における調査地区配置（例）

表 6-1 調査地区の考え方(1)

エリア区分		調査対象項目							貯水池環境エリア区分を設定する範囲	調査地区の設定場所
		魚類採捕	魚類環境DNA	底生動物	プランクトン	植物	鳥類	両・爬・哺		
貯水池	湖岸部	○	○	○		○		○	• 水深5mくらいまでの流入部以外の浅場	• 貯水池一周全てを対象にするのではなく、緩傾斜の所や水生植物等がある場所を1～数地区設定する。
							○		• 堤の湛水域及び貯水池の水面全域	
									• 基本的に「堰水質調査要領」または「ダム貯水池水質調査要領」に基づき設定された水質基準点とする。	
	水位変動域				○		○	○	• 水位変動により水没したり、干上がったりする区間 • 陸上のみを対象とし、水生植物が見られる範囲は含まない。	• 貯水池一周全てを対象にするのではなく、河川流入部や植生が見られる場所など1～数地区設定する。 • 貯水池一周全てを対象とする。
						○				
	エコトーン		○		○	○	○	○	• 水位変動域より上で、林縁部までの移行区間 • 樹林がない場合は、堤外地の区間を対象とする。	• 水際から林縁部まで、道路等で分断されておらず連続している場所を1～数地区設定する。
					○	○	○	○		
	代表植生				○	○	○	○	• 貯水池から500m程度あるいは堤外地の範囲内 • 樹林がない場合は、ヨシ群落等の代表的な植生群落を対象とする。	• 貯水池一周全てを対象にするのではなく、貯水池周辺の代表的な群落内に1～数地区設定する。
	流入河川	△	○	△		△	△	△	• 淀水の影響を受けない場所から、上流500m程度を目安とした範囲 • 横断方向は、堤外地全域を対象	• 範囲内の全区間あるいは典型的な場所に調査地区を設定する。 • 基本的に1流入河川につき、1地区設定する。

1. 「プランクトン」：動植物プランクトン調査、「両・爬・哺」：両生類・爬虫類・哺乳類調査を示す。

2. 魚類環境DNA調査の調査地区の設定場所は魚類環境DNA調査編(案)[ダム湖版]を参照。

3. 流入河川・下流河川の採水地点数が十分設定できない場合は、貯水池内の採水地点数を増やしても良い。

凡例

○：基本的に調査を実施する

△：区間が短い、コンクリート張り、河川水辺の国勢調査[河川版]の調査が実施されている場合などは調査する必要がない。

表 6-1 調査地区の考え方(2)

エリア区分	調査対象項目							貯水池環境エリア区分を設定する範囲	調査地区の設定場所
	魚類採捕	魚類環境DNA	底生動物	プランクトン	植物	鳥類	両・爬・哺		
下流河川	△	○	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> 原則として本川または主要支川合流点までの範囲とその合流後 横断方向は、堤外地全域を対象 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、本川または主要支川合流前と合流後のそれに調査地区を設定する。
その他	地形改変箇所	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土処分場、大規模な法面などの改変地を対象とする。 全ての改変地を対象とするのではなく、大規模な改変地を対象に1～数地区設定する。 水辺環境がない場合は、魚類、底生動物の調査対象とはしない。 	
	環境創出箇所	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 生物の生息環境を創出する目的で整備されたビオトープ、湿地、池などを対象として、調査地区を設定する。ただし、景観保全等を目的とした緑化区域は対象としない。 特にない場合は調査対象としない。 	

1. 「プランクトン」：動植物プランクトン調査、「両・爬・哺」：両生類・爬虫類・哺乳類調査を示す。

2. 魚類環境DNA調査の調査地区の設定場所は魚類環境DNA調査編(案)[ダム湖版]を参照。

3. 流入河川・下流河川の採水地点数が十分設定できない場合は、貯水池内の採水地点数を増やしても良い。

凡例

○：基本的に調査を実施する

△：区間が短い、コンクリート張り、河川水辺の国勢調査[河川版]の調査が実施されている場合などは調査する必要がない。